

令和2年度
包括外部監査の結果報告書
【概要版】

(テーマ) 基金の管理及び運用に関する事務の執行について

令和3年3月

山形県包括外部監査人

柴田真人

概 要 版

第1章	包括外部監査の概要	1
1	監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件を選定した理由について.....	1
4	包括外部監査の実施期間.....	1
5	包括外部監査の対象期間.....	2
6	包括外部監査の方法.....	2
7	監査の対象とした基金.....	2
8	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	4
9	利害関係.....	4
第2章	包括外部監査の結果	5
1	監査の結果及び意見について.....	5
2	監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布.....	5
3	監査の結果及び意見（総合意見） 【意見】	6
4	監査の結果及び意見（各論）の要約リスト.....	9

概 要 版

この概要版は令和3年3月15日付けで作成された「令和2年度包括外部監査の結果報告書」の記載を要約したものです。

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

基金の管理及び運用に関する事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由について

「山形県財政の中期展望」（令和2年2月）によれば、県の財政は、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移していること等により、多額の財源不足が生じ、調整基金を取り崩して収支の均衡を図っている状況である。

県は、厳しい財政状況の中で持続可能な財政運営を確保するため、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めている。このうち、歳入面では、基金や特別会計資金の有効活用により、令和3年度から令和6年度までで104億円を確保することを当面の数値目標としている。

県の基金は、平成30年度末時点で24基金存在し、残高総額は490億円である。当該残高は、県の平成30年度一般会計の当初予算規模6,051億円の8%に相当し、県の財政に占める重要性は高いものとする。

このような状況を踏まえ、基金の管理及び運用に係る事務について合規性、充当事業の有効性、運用の効率性等の観点で監査することは意義が大きいと考え、今回の包括外部監査のテーマとして選定した。

4 包括外部監査の実施期間

令和2年4月から令和3年3月までの期間、監査を実施した。

概 要 版

5 包括外部監査の対象期間

原則として令和元年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

6 包括外部監査の方法

（1） 監査の要点

- ① 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
- ② 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
- ③ 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか
- ④ 基金の運用は効率的に行われているか

（2） 監査手続

- ① 基金の概要について調査票による質問を実施した。
- ② 基金の管理及び運用に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ③ 基金が充当されている事業に関する資料を閲覧するとともに、内容について所管部局にヒアリングを行った。
- ④ 基金残高について、残高証明書等との照合により、実在性を検証した。
- ⑤ 過年度包括外部監査結果の措置状況について確認した。
- ⑥ その他監査の過程で必要と判断した手続を実施した。

7 監査の対象とした基金

県が令和元年度に設置している全ての基金について監査の対象とした。具体的には次表のとおりである。

（単位：千円）

No.	基金の名称	保有区分	令和元年度 末残高	造成財源			基金廃止 予定年度
				一般財源	国庫	その他	
1	財政調整基金	現金	9,826,811	9,826,811			
2	県債管理基金	現金	13,800,612	13,800,612			
3	県有施設整備基金	計	2,904,475	2,904,475			
		現金	2,604,475	2,604,475			
		有価証券	300,000	300,000			

概 要 版

(単位：千円)

No.	基金の名称	保有 区分	令和元年度 末残高	造成財源			基金廃止 予定年度
				一般財源	国庫	その他	
4	土地開発基金	計	6,051,825	6,051,825			
		土地	875,203	875,203			
		補償費	529,480	529,480			
		現金	4,647,142	4,647,142			
5	災害救助基金	計	540,682	540,682			
		現金	518,662	518,662			
		動産	22,020	22,020			
6	環境保全基金	現金	382,223	188,609	188,609	5,006	令和9年度
7	ふるさと農村地域活性化基金	現金	856,439	570,959	285,480		
8	介護保険財政安定化基金	現金	1,397,125	453,523	453,523	490,079	
9	森林整備地域活動支援基金	現金	8,640		8,640		
10	高等学校奨学基金	現金	766,681		766,681		
11	産業廃棄物税基金	現金	106,015	106,015			
12	やまがた緑環境税基金	現金	74,838	74,838			
13	社会貢献活動促進基金	現金	92,906			92,906	
14	後期高齢者医療財政安定化基金	現金	876,576	292,192	292,192	292,192	
15	安心子ども基金	現金	276,249		276,249		令和5年度
16	森林整備促進・林業等再生基金	現金	53,512		53,512		令和2年度
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	現金	44	44			
18	農業構造改革推進基金	現金	270,308		270,308		令和6年度
19	地域医療介護総合確保基金	現金	3,961,380	1,485,335	2,470,369	5,676	
20	若者定着支援基金	現金	668,678	356,947		311,731	
21	国民健康保険財政安定化基金	現金	892,112		892,112		
22	スポーツ振興基金	現金	264,911	264,911			
23	健康長寿県やまがた推進基金	現金	6,755			6,755	
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金	現金	38,217		38,217		令和2年度
25	森林環境譲与税基金	現金	9,205		9,205		
合計			44,127,218	36,917,777	6,005,097	1,204,345	

概 要 版

8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 柴田 真人

(2) 補助者

公認会計士 吉沢 公人

公認会計士 富樫 研輔

公認会計士 松田 卓也

公認会計士 浅野 和宏

公認会計士 齋藤 翔太

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

概 要 版

第2章 包括外部監査の結果

1 監査の結果及び意見について

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の多様性からも必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果については、特段の断りがない場合は、令和3年2月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査要点ごとの指摘事項及び意見の分布

監査の要点		指摘事項	意見	関連する 総合意見
①	基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか	1件	1件	
②	基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか	1件	9件	(1)
③	基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか	計8件	計19件	
	補助事業に係るもの	4件	9件	
	物品管理に係るもの	2件	3件	
	貸付事業に係るもの	1件	4件	
	契約方法に係るもの	1件	2件	
	その他	0件	1件	
④	基金の運用は効率的に行われているか	0件	9件	(2)、(3)、(4)
合計		10件	38件	4件

概 要 版

3 監査の結果及び意見（総合意見）【意見】

（参照頁は、報告書の頁数である。以下、同じ。）

総合意見とは、各基金の管理及び基金の一元運用について個別に検討した結果、複数の基金に共通した意見等を踏まえて、基金の管理及び運用に係る業務全般について改善又は検討を要すると判断した事項である。

≪基金の管理に係る総合意見≫

(1) 基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて（p. 23）

各基金について個別に検討した結果、次のような基金が認められた。

- 基金充当事業による今後の使用見込みが現時点で定まっていない基金
- 現時点での今後の使用見込みに比して基金残高が過大と思われる基金
- 設置目的のための特定の充当事業がない基金

基金の役割は、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金を除いて、特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営することである。しかし、上記のような基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分が含まれ、言わば、財源調整目的の資金が混在している状況であると考える。

厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当するべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを検討することが望ましいと考える。

以上より、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。

≪基金の運用に係る総合意見≫

(2) 歳計現金への繰替えによらない一元運用の実施検討について（p. 24）

令和元年度において、年間平均残高ベースで457億円の基金が歳計現金に繰り替えられて支払準備資金として使用され、支払準備資金額を超える部分については余裕資金として預入期間9か月以下の定期性預金により運用されている。

概 要 版

基金については、地方自治法第 241 条第 2 項では、設置目的のために充当したうえで、確実かつ効率的に運用しなければならないことが規定され、「山形県資金管理方針」第 6. 2 (1) において、「基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1 年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」とされているが、実際は、事業充当していない部分は資金繰りの不足に優先して充当されているのが現状であると考え。

この原因として、主に次の 2 つが考えられる。

- ① 基金所管部局においては、厳しい財政状況下で中長期的な事業実施の見通しが困難であり、いつでも取り崩すことができるようにしておきたいと考え、所管部局単独で債券による運用を検討する誘因は働きにくい。
- ② 支払資金の確保を担う会計局としても、出納に係る責任を有する立場から、繰替運用に頼らざるを得ない非常に厳しい資金繰りの状況下で安全確実な支払いを確保するため、運用の効率性を考慮しつつ、安全性、流動性を優先しておきたいと考える。

しかし、このまま基金の繰替えに依存した資金繰りを続けることは安全ではないと考える。基金中期計画によれば、令和 5 年度には 239 億円に減少する見込みであり、また、「介護保険財政安定化基金」「後期高齢者医療財政安定化基金」「国民健康保険財政安定化基金」等いつ取崩事由が発生するかが予見できない基金もあり、突然想定しない資金不足が発生する可能性もあるためである。

よって、資金繰りについては、歳入と歳出のタイミングのズレの改善や一時借入の実施、歳入水準に見合った歳出の選択等により対応し、基金は、基本的には別個に効率的運用を検討することが適切であると考え。

具体的には、基金について、「山形県資金管理方針」第 6 において運用の基本原則として「基金担当部局による債券運用」、「歳計現金への繰替による一元運用」、「基金担当部局による預金運用」の 3 つが示されているが、それらに加えて「歳計現金への繰替をしない“基金プール”における一元運用」について検討されたい。

基金の性質として中長期的な運用が適切ではない基金は歳計現金に繰り替えて資金繰りに活用し、その他の部分については、“基金プール”に集約し、基金の中長期的な見通しに基づいて、全体で最も有利となる調達と運用を一元的に検討することが有用と考える。

概 要 版

(3) 知識・ノウハウの習得と外部人材活用の検討について (p. 25)

前述した「基金の歳計現金への繰替によらない一元運用」において、県全体にとって最も有利となる運用と調達を検討する担当組織として、これまで同様、山形県公金管理委員会の公金の管理・運用に関する実務的な作業等を行う「公金管理班」が適切であると考えます。運用と調達を一元的に管理するには、予算・財政や起債管理などを担う部局と支払資金の確保を担う部局が協力することが必要であり、公金管理班はこれらを担当する財政担当部局や会計局等により構成されているためである。

ただし、ラダー型運用による債券運用や他の地方自治体の取組みで挙げられている債券を利用した資金調達（債券の売り現先）等について、県ではこれまで実績がないため、これらの知識・ノウハウを習得し、かつ中長期となる運用期間にわたり運用方針を継続していく必要があると考えます。

よって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材を「公金管理班」のアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる組織体制の整備について検討されたい。

(4) 今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」の作成について (p. 25)

基金所管部局は、毎年、翌年度以降 10 年間の「基金額推移計画書」を作成して、会計局に提出している。しかし、複数の基金で、実態又は提出時点での最新の事業見込みと整合していない「基金額推移計画書」が作成されていた。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。令和元年度資金運用計画における基金計画によると、平成 30 年度末の基金残高 449 億円が令和 5 年度末に 239 億円となる見込みであり、令和元年度に平均残高ベースで 457 億円が歳計現金に繰り替えられ支払準備資金等として使用されている状況で、基金計画が最新の将来見通しを反映しておらず、実態と大きく乖離している場合には、資金繰りに重大な懸念が生じる可能性がある。

また、基金の効率的な運用の一環として債券による運用を検討する場合には、実態と乖離した基金計画に基づき債券運用を行った結果、事業実施のための基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本を下回る金額で償還される可能性もあり得る。

よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した今後の事業見込みと整合した「基金額推移計画書」を作成する必要がある。

概 要 版

4 監査の結果及び意見（各論）の要約リスト

(監査要点①) 基金の管理及び運用に係る財務事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>3 基金の繰替運用による一元運用</p> <p>① (土地開発基金) 「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について</p> <p>当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替えは行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。</p>	p. 228

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑦ 基金の管理及び運用にかかる規則等の設定について</p> <p>内閣府では災害救助事務取扱要領に災害救助基金に係る規則を定めることを促しているが、県では特段の規則を定めていない。</p> <p>県は災害救助基金について内閣府が求める設置、管理及び処分にかかる細部の取扱いを規定した規則等を順次設置すべきである。</p>	p. 84

概 要 版

(監査要点②) 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて</p> <p>災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。</p> <p>よって、県は災害救助法が定める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきである。</p>	p. 72

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>1 財政調整基金</p> <p>① 調整基金の適正規模としての目標設定と計画的な積立ての必要性</p> <p>県では、当基金について残高目標を設定しておらず、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立てを行うこととしている。</p> <p>県は、過去の災害等の際の取崩実績、標準財政規模の一定割合、災害等の非常時に国の支援が入るまでの期間を県単独で対応するための最低必要見積額などを参考に、適正規模としての積立目標を設定したうえで、計画的に積み立てていくことが必要であると考え</p> <p>る。</p>	p. 49
2	<p>3 県有施設整備基金</p> <p>① 基金必要額の見込みに基づく計画的な積立ての実施について</p> <p>基金残高について具体的な充当事業の実施時期や所要額の積算等は行われておらず、基金の規模が適正であるかは明確となっていない。</p> <p>よって、県は県有施設の建替え及び改修に係る将来見通し額を算定し、その財源について検討したうえで基金必要額を明確にし、計画的に積み立てることによって将来の大規模な改修や建替えに備えるべきである。</p>	p. 59

概 要 版

意見の要約		参照頁
3	<p>4 土地開発基金</p> <p>① 基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻について</p> <p>当基金の充当事業は、現在、国土交通省が主体となって行う国道用地の取得のみであり、令和元年度末残高 60 億円は事業の実施見込額に比して過大ではないかと考える。</p> <p>県は当該事業に係る今後の計画に基づき基金の必要額を算出し、これを上回る部分については一般会計への繰戻を検討すべきである。</p>	p. 65
4	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金</p> <p>① 基金の有効活用に向けた国への働きかけの継続について</p> <p>農林水産省農林振興局が定めた実施要領において各年度の基金取崩額が前年度末基金残高の 3 %までに制限されているため、取崩実績に比して基金残高が多額となっている。</p> <p>県は、事業実施上 3 %では不十分である旨を国のアンケートで回答しており、同様の状況にある他県と連携し、取崩制限の緩和に向けた国への働きかけを継続することが必要である。</p>	p. 94
5	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>① 基金をより有効に活用する施策の検討について</p> <p>育英奨学金の申請者数、貸与者数は減少傾向にあるが、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金及び貸与者からの返還金により積み立てられた基金残高は増加傾向にある。</p> <p>県は、当基金のより有効な活用を図るため、一定数の申請者を確保するための具体的な施策（例えば貸与要件の緩和や貸与金額の増額等）の検討、充当事業に係る今後の必要額の見通しに基づいた適正な基金規模の見直し等について長期的な視点から検討を行っていくことが望ましい。</p>	p. 111
6	<p>11 産業廃棄物税基金</p> <p>① 将来の支出計画を踏まえた基金残高に関する管理方針の設定について</p> <p>基金残高の推移から、将来の支出計画を踏まえた基金の適正水準に関する管理方針に基づき、計画的・能動的な基金管理が行えているとは言えない。</p> <p>よって、産業廃棄物税評価・検証委員会などで第三者の意見を伺う機会も活用して、県として基金残高に関する管理方針を設けることを検討されたい。</p>	p. 121

概 要 版

意見の要約		参照頁
7	<p>17 再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金</p> <p>① 基金で整備した設備の将来の更新投資について</p> <p>基金活用事業で整備した再生可能エネルギー発電設備等に係る将来の更新投資の計画は立てられていない。</p> <p>設備によっては数億円の投資を行った事例もあるため、更新投資に必要な財源を確保するため、県全体として計画的に検討が必要である。</p>	p. 162
8	<p>19 地域医療介護総合確保基金（県単独分）</p> <p>① 設置目的のための特定の充当事業がない基金の一般会計への繰戻しについて</p> <p>当基金には、特定の目的を達成するための明確な基金充当事業がなく、地域医療・介護の総合的な確保の推進に従事する健康福祉部の給与費（一般職員費）の一部に充当されている。</p> <p>基金の設置目的を達成するための明確な基金充当事業がない場合には、県の事業全体の中から優先すべきものに充当するため、一般会計へ繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 183
9	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて</p> <p>基金残高について、現時点における今後の使用見込みに比して過大となっている。</p> <p>県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直しを図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。</p>	p. 201

概 要 版

(監査要点③) 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか

補助事業に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>7 ふるさと農村地域活性化基金</p> <p>② 実績報告に係る書類記入の徹底と適切な効果測定の実施について 当基金の充当事業である「有害鳥獣被害防止対策推進事業」において、補助金交付要綱で提出を求める書類に不備があり、適切な効果測定が実施されていない。</p> <p>よって、県は効果測定にとって重要な情報である「被害軽減効果」を必須の回答項目として定め、記載要領や記入例を示した上で、各市町村へ周知徹底することで、適切な効果測定を実施するための情報を収集できる環境を整えることが必要である。</p>	p. 95
2	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>② 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員が代表を務める会社への業務委託）</p> <p>当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員が代表を務める会社への物品購入代の支払いに対して補助金が交付されていた。</p> <p>特定の個人が代表を務める会社は個人の意思で経営の意思決定を行えるため、法人与個人を一体として捉えることが適切である。また、県は物品の購入代と認識しているが、その実態は業務委託である。</p> <p>よって、県は、補助対象外経費の判断にあたり、経費の実態を把握するとともに、「事業実施主体構成員」の範囲に、個人だけでなく当該個人が代表を務める法人を含めて判断すべきであり、当該認識について事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	p. 129

概 要 版

指摘事項の要約		参照頁
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>③ 補助対象外経費に対する補助金の交付について（補助対象団体の会員に対する手数料）</p> <p>当基金の充当事業である「平成 31 年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、補助対象外経費である補助対象団体の会員に対する手数料に対して補助金が交付されていた。</p> <p>県は、補助対象事業者に対して改めて補助対象経費の範囲を周知するとともに、事業実績報告時の検査の厳格化を行うように、事業管理主体である各総合支庁への周知を徹底する必要がある。</p>	p. 131
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（介護分）</p> <p>① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。</p> <p>県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。</p>	p. 180

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>6 環境保全基金</p> <p>① 現地調査チェックシートの確認項目への具体例の追加について</p> <p>当基金の充当事業に係る実績報告の現地調査で使用する所管部作成の「現地調査チェックシート」について、人事異動等があっても職員が適正な水準で実施できるように、チェック項目をさらに具体化する必要があると考える。</p> <p>県は、チェック項目ごとに具体的に確認する観点を例示することで現地調査の有効性を確保する見直しを検討されたい。</p>	p. 89

概 要 版

意見の要約		参照頁
2	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>④ 補助金交付先の募集方法の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「みどり豊かな森林環境づくり推進事業」において、当該事業に関する募集チラシを作成し、県施設などに配架しているが、実際に当事業に応募する団体は、全体の8割超が過去に同補助金の交付を受けたことがあり、新たに応募した団体は残りの2割程度である。また、直近過去3年度では年々応募数も減少している状況である。</p> <p>県は、より多くの県民から提案を受けることができるように、募集方法の見直しについて検討されたい。</p>	p. 131
3	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑤ 補助金交付申請に係る関連書類の徴収徹底について</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度みどり豊かな森林環境づくり推進事業」では、補助金交付対象経費の現地調査にあたり、補助金交付団体の役員や会員等を把握する必要があるため、役員名簿や会員名簿を入手しているが、2件の補助金で役員名簿もしくは会員名簿の入手が漏れていた。</p> <p>よって、補助金交付にあたり必要な書類の徴収を徹底するように庁内に周知するとともに、申請時点で役員名簿もしくは会員名簿等を提出必須書類として位置づけるなど、募集方法の改善を検討されたい。</p>	p. 133
4	<p>13 社会貢献活動促進基金</p> <p>① 基金制度推進事業費残高の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「社会貢献活動促進事業」に対する県民等からの寄附金の一定割合を基金制度推進事業費として別管理しているが、当該制度推進事業に係る収入と支出とがバランスしている結果、過去5年間にわたり基金制度推進事業費残高が約8百万円とほぼ一定で推移している。</p> <p>県は、今後の明確な基金制度推進事業による取崩予定額を上回る部分については、「特定非営利活動法人その他の社会貢献活動を行う団体への支援」に充当して解消すべきである。</p>	p. 140

概 要 版

意見の要約		参照頁
5	<p>15 安心こども基金</p> <p>① 市町村との連携による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「保育所等緊急整備事業費補助金」と国庫補助制度の利用実績を比較すると、国庫補助制度の方が多い状況となっている。</p> <p>保育所等の管轄は各市町村であるが、県は県全域で待機児童が出ないよう支援することが求められる。県は、県民全体のニーズを満たしているかを把握し、県全体での観点で必要と判断される案件について、市町村との連携を図り、基金を計画的かつ効果的に活用していくことが望ましい。</p>	p. 152
6	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>① 病床機能分化連携推進事業による導入設備の定期的な状況確認の実施について</p> <p>当基金の充当事業である「病床機能分化連携推進事業」により取得等をした一定の施設設備等については、管理運営要領において、耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、当該基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないことが定められている。しかし、事業実施後に定期的に監視を行い、適切に管理・使用されているかを確認するプロセスが整備されていない。</p> <p>県は、事務コストを勘案しつつ、補助対象資産の使用状況を定期的に確認し、運用状況についての指導を行うことが必要である。</p>	p. 173
7	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>① 支援対象要件の見直し等による基金の有効活用について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」において、地方創生枠は毎年募集定員を満たしているが、市町村連携枠及び産業団体等連携枠については、事業開始以来、認定者数が定員に達したことは一度もないという状況である。</p> <p>県は、山形県産業振興ビジョンの基本的な考え方も踏まえ、若者の県内居住及び就業の促進という事業目的が達成されるように、県内高校卒業要件の緩和やU・Iターンの対象追加など支援対象要件を見直して、応募者の拡大を図り、基金のより効果的な活用を図りたい。</p>	p. 189

概 要 版

意見の要約		参照頁
8	<p>20 若者定着支援基金</p> <p>② 支援事業の周知による若者の県内回帰・定着への意識醸成について 当基金の充当事業である「山形県若者定着奨学金返還支援事業」では、認定時期により支援額に差が設けられているため、対象となり得る者に対する周知は広く平等に行われなければならない。</p> <p>県は、当支援事業について、より早い段階でより広く周知を図ることにより、若者の県内回帰・定着に対する意識醸成に努めていくことが望ましい。</p>	p. 191
9	<p>25 森林環境譲与税基金</p> <p>① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について 当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」について、事業の有効性を評価するための効果測定が実施されていない。</p> <p>県は、当事業を連携して実施する公益財団法人山形県みどり推進機構が実績報告時に把握している出材量等の情報共有を行うとともに、県産木材安定供給プロジェクトの目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、生産性調査や機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を検討されたい。</p>	p. 216

概 要 版

物品管理に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>② 災害給与品の年度末報告における数量記載の不備について</p> <p>当基金を充当して購入した防災資機材等の毎年度末における管理状況を報告する「防災資機材等管理状況報告書」において、次の2種類の不備が散見された。</p> <p>イ 平成30年度報告書の年度末数量と令和元年度報告書の年度当初数量の不一致</p> <p>ロ 令和元年度の県内市町村や他県からの要請による実際供与数と令和元年度報告書における「増減」（供与数）の不一致</p> <p>県は「山形県防災資機材等管理運営要綱」に定めるとおり、「防災資機材等管理状況報告書」を正確に作成し、正しい災害給与品の数量管理を行うべきである。</p>	p. 74
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について</p> <p>「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を行い、結果を知事に報告することとされているが、平成20年度以降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告が実施されていない。</p> <p>県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。</p>	p. 80

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>5 災害救助基金</p> <p>③ 備蓄すべき数量の明確化について</p> <p>災害給与品のうち、飲料水、毛布、防災シートについて、県として備蓄すべき量を明確に設定していない。</p> <p>県は、今後の地震被害想定調査や近年増加傾向にある洪水等の被害想定、各市町村の備蓄状況等を踏まえて、災害給与品として備蓄すべき量を明確に設定し、これを保有することにより、迅速な被災者支援が行えるよう備えるべきである。</p>	p. 77

概 要 版

意見の要約		参照頁
2	<p>5 災害救助基金</p> <p>④ 期限のある災害給与品の一括管理について</p> <p>県は、災害給与品については「山形県が備蓄するアルファ米及び飲料水供与に関する取扱要領」に基づき期限前に防災訓練等のために供与し、備蓄物資の有効活用を図っている。しかし、災害対策本部及び地域支部用である備蓄は同要領を適用しておらず、結果として、アルファ米及び飲料水の一部が、令和元年度中に廃棄あるいは期限切れ保管されていた。</p> <p>県は、災害対策本部及び地域支部用備蓄についても同要領の対象に含めて一括管理し、備蓄物資の有効活用を図るとともに地域防災力の強化に役立てるべきである。</p>	p. 78
3	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑥ 災害給与品の移管と保管状況について</p> <p>平成 24 年度に東日本大震災の避難者に対してフランスから贈与された救援物資としての毛布は、直接肌にあてるには他の毛布に比して品質が劣るため、現状では毛布としての役割で供与することは困難であり、また圧縮保管されていないため、災害給与品保管場所において大部分を占拠してしまっている。</p> <p>県は、災害給与品について、それぞれの用途を再度検討した上で用途目的を果たせない物品については移管等も検討し、県の備蓄による支援が迅速かつ適切に行われる保管状況を確保すべきである。</p>	p. 83

概 要 版

貸付事業に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>16 森林整備促進・林業等再生基金</p> <p>① 貸付先の財務状況の確認について</p> <p>当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。</p> <p>県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。</p>	p. 157

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>② 貸与した育英奨学金の確実な回収について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」による育英奨学金の令和元年度末貸付金残高 2,133 百万円に対して、未納残高は 130 百万円、未納率は 6.1%と年々積み上がってきており、今後未納額はさらに増加するものと推測される。</p> <p>県は、返還期間や返還額の見直し、インターネットを利用したクレジットカード納付の導入による利便性向上、返還猶予制度の周知徹底、債務承認及び納付誓約書のより積極的な徴求など効果的かつ効率的な業務遂行を通じた確実な債権回収に努められたい。</p>	p. 112
2	<p>10 高等学校奨学基金</p> <p>③ 事務効率化及び滞納奨学金の回収早期化のための奨学金システムの改修検討について</p> <p>当基金の充当事業である「山形県高等学校奨学金事業」の未納者に対する回収業務の一部について、デジタル化が進展している現在の環境に照らして非効率となっている点が見受けられる。また滞納者や連帯債務者に対する違約金見込額の通知は回収の早期化に資すると考えるが、現行の奨学金システムで定期的に違約金見込額を計算することは著しく非効率的である。</p>	p. 114

概 要 版

意見の要約		参照頁
	<p>県は、デジタル化が進展し、また、未納者及び未納残高が年々増加している現状を踏まえて、事務効率化及び回収の早期化という効果と費用を勘案し、奨学金システムの改修について検討されたい。</p>	
3	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>② 看護職員修学貸付事業に関する返還対象者からの利息徴収の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「医師修学資金貸付事業」及び「看護職員修学資金貸付事業」では、県外で就職・開業を行った就学者から貸付金の返還を求めるが、県内での就業を促進するという観点から、前者は有利子（年 10%）であるのに対し、後者については無利子となっている。</p> <p>看護職員修学資金について、他県の一部では利息を徴収しており、それらの県における同県内就業促進の実績や効果を参考にしながら、県内の看護師確保の観点から有利子とすることを検討されたい。</p>	p. 174
4	<p>19 地域医療介護総合確保基金（医療分）</p> <p>③ 看護職員修学資金貸付事業における返済方法の多様化の検討について</p> <p>当基金の充当事業である「看護職員修学資金貸付事業」において、県外で就職したため貸付金を返還する際、債務者が遠方の都道府県に在住している場合、山形県への納入書の取扱いができる金融機関が限られており、債務者の利便性が低く納期限を過ぎて納入されるケースがあるとのことであった。</p> <p>県は、口座振替による回収やキャッシュレス決済等の導入など、未納者の利便性向上の工夫を行うことを検討されたい。</p>	p. 175

概 要 版

契約方法に係るもの

(1) 指摘事項

指摘事項の要約		参照頁
1	<p>24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金</p> <p>① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について</p> <p>当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額となっているものが2件確認された。</p> <p>予定価格と契約価格が同額となる場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されず、また、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。</p> <p>よって、予定価格の決定にあたっては、複数者からの見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。</p>	p. 211

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>12 やまがた緑環境税基金</p> <p>⑥ 業務委託の再委託における相互供給の取扱いについて</p> <p>当基金の充当事業である「平成31年度荒廃林緊急整備事業業務委託」において、相互供給の事案が複数確認された。調達価格が不適切に過大な金額となることを未然に防止するため、相互供給を禁止している地方自治体もあるが、県では再委託時の事前承認を求めるのみで相互供給を禁止していない。</p> <p>県は、入札参加時の要領等で、入札参加者が相互供給を見込んでいる場合には該当する事業者は入札参加を辞退する旨の規定を設けるなどの見直しを検討されたい。</p>	p. 134

概 要 版

意見の要約		参照頁
2	<p>22 スポーツ振興基金</p> <p>② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて</p> <p>当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」における特定の委託契約について、事業開始当初より、一者見積もりによる随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。</p> <p>県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託について見直しを検討されたい。</p>	p. 202

その他

(1) 指摘事項
該当なし

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>11 産業廃棄物税基金</p> <p>② 基金の充当方針に係る取組みの他基金への展開について</p> <p>当基金から事業へ充当する際、当初予算要求時に基金の充当方針を設け、各課から要望があった各事業に対して評価・点数化し、優先順位を定めた上で、充当上限額の範囲内で事業への充当額を決定している。</p> <p>他の基金においても、当基金の充当方針の考え方・取組みを積極的に取り入れ、基金の事業充当の妥当性・客観性が見える化するように検討されたい。</p>	p. 121

概 要 版

(監査要点④) 基金の運用は効率的に行われているか

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 意見

意見の要約		参照頁
1	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>① (県有施設整備基金) 運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について (報告書の表題)</p> <p>当基金では、令和元年度に償還期間 10 年の新発債 3 億円を購入している。一方で、将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、令和 7 年度まで每期取崩しが行われ、令和 7 年度末の基金残高が 5 百万円となる見込みであり、実際の運用状況と整合していない。</p> <p>県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 220
2	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>② (産業廃棄物税基金) 取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>当基金は、基金積立額の見込みが立ちにくいため、年度末残高を 1 億円程度保有しておく方針で、実際にそのとおり推移している。しかし、将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、前年度末残高の 90%を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。</p> <p>県は、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に反映するため、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 221

概 要 版

意見の要約		参照頁
3	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>③ (地域医療介護総合確保基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>『医療分』</p> <p>将来 10 年間の「基金額推移計画書」では、推移額を見込むことは困難であるという理由で、令和 2 年から令和 10 年までの積立額・取崩額を全て「未定」と記載している。しかし、所管部局では、地域医療構想に基づき、令和 7 年度までに総額 57 億円を積み立て、令和 7 年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいる。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p> <p>『介護分』</p> <p>平成 31 年 2 月に作成された「基金額推移計画書」の積立額・取崩額について、担当者が複数回変更したこと等もあり、算出根拠は不明との回答であった。</p> <p>県は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。</p>	p. 221
4	<p>1 年間資金運用計画の策定</p> <p>④ (若者定着支援基金) 積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について</p> <p>将来 10 年間の「基金額推移計画書」において、実態に照らして積立額は過大に積算され、取崩額は過小となっている。</p> <p>県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、県は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき、「基金額推移計画書」を作成する必要がある。</p>	p. 222

概 要 版

意見の要約		参照頁
5	<p>2 山形県公金管理委員会による協議</p> <p>① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性</p> <p>令和元年度の山形県公金管理委員会は、書面による協議として行われ、参集しての開催は行われていない。</p> <p>県は、次のNo. 6の「意見」の実効性をより高めるため、公金管理委員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。</p>	p. 224
6	<p>4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて</p> <p>年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が収入・支出の前月に額及び時期を把握してから各事業所管部局に個別に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを依頼するだけでは限界がある。</p> <p>よって、資金計画の段階から、資金繰りの状況が厳しく、2月～3月に資金不足が見込まれることを事業所管部局に情報共有し、例えば、大型事業の一部について、財源となる国庫補助や県債の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金繰り改善に取り組むことが必要と考える。</p>	p. 236
7	<p>4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金</p> <p>② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について</p> <p>令和元年度に完了した事業の財源として令和2年4月、5月に銀行借入により地方債を393億円発行している。一方で、起債対象となるような大規模建設工事等の場合、前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じている。</p> <p>県は、現状、4月、5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業が繰越事業になるかを見極めた上で、前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月～3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。</p>	p. 236

概 要 版

意見の要約		参照頁
8	<p>5 債券運用</p> <p>① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について</p> <p>県の基金の中には、取崩時期が予見できないため債券運用を行っていないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長期間残高を維持している基金がある。</p> <p>これらの基金について、債券保有に伴うリスクである中途解約リスク、金利変動リスクを低減することができれば現状より高い収益性が得られるものとする。</p> <p>県は、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えようとして、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。</p>	p. 242
9	<p>5 債券運用</p> <p>② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について</p> <p>債券運用を行う場合、これまで繰替運用を行っていた歳計現金等の水準が低下し、一時借入を行うことも考えられる。債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。</p> <p>よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。</p>	p. 245